

(議案第４号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

会 長 : 説明は終わりました。それでは発言を許します。質問及び意見はありませんか。

委 員 : 資料４－１５にある発生理由に、「故障」とあるが、これは一体、何なのか。

事 務 局 : 故障とは、病気や事故など、身体的な理由により、農業に従事することが不可能になる状況のことである。

委 員 : あくまでも身体的理由なのか。

事 務 局 : 故障認定には一定の基準がある。例えば、両目の失明や手足の全部又は一部の喪失、胸腹部や精神的な障害、神経系統の障害、或いは市長が認定する状態が基準になっている。

委 員 : つまり、農業に従事する上で、身体的に自由が利かなくなってきたから辞めるというケースが多いという理解でよいのか。

事 務 局 : 身体具合が悪くなって、営農が不可能になったという状況になれば、農政課において故障認定をする。その際、診断書を提出していただき、本人及び農会長等の聞き取り調査を行った上で、故障認定をさせていただいている状況である。

委 員 : 今後の考え方として、生産緑地法が施行されてから、もうすぐ３０年が経過するため、今後、次々と生産緑地の所有者から解除申請が出てくると思う。資料に記載のとおり、生産緑地については、都市環境や防災に対する緑地の確保など、都市計画的な観点からも非常に重要であると思うが、今後、市の財政が非常に厳しい中で、市としてどうやって農地の保全を図っていこうと考えているのか。あるいは、生産緑地法は国が主体で動いている制度なので、市としては何もできないという考え方で整理されるのか。道連れ解除を含め、今後はかなりの数の解除申請が出てくると思うので、今後の対応方針についての市としての考え方を教えていただきたい。

事 務 局 : 委員ご指摘のとおり、農業を営む従事者の高齢化が進んでいる。生産緑地制度は、３０年を経過すると買取り申出が自由にできることになっているため、今後、ますます生産緑地面積が減少していくことが想定される。そういった課題を受けて、国において都市農業振興基本計画が策定され、その計画を受けて、現在、兵庫県において計画の策定が進められているところである。計画においては、様々な税制改正や制度改正も見込まれているところであるので、国の制度改正の状況を見ながら、今後の市の対応を考えて行きたい。

議案第４号（全員異議なしで、原案どおり可決）